# 入札ボンドについて

### 1.入札ボンドとは

- ・米国で導入されている入札ボンドは、本来は、公共工事の入札参加者が落札したにもかかわらず、契約に至らない場合の発注者の再入札費用等に対応するため、入札参加者に義務付けられるものである。
- ・また、契約を行った受注者が工事を完成できない場合のリスクに対応する履行ボンドの発行に当たっては、再度審査を行うことが建前となっているが、入札ボンドを発行して履行ボンドを発行しない例はほとんどなく、事実上、入札ボンドは履行ボンドと一体のもの(履行ボンドの予約の性格を併せもつもの)として機能している。
- ・したがって、入札ボンドの発行時には、履行ボンドの発行を前提とした審査が行われ ている。
- ・ボンド引受機関は、建設業者の Capital(資金力) Character(過去の工事経歴) Capacity (契約遂行能力)を審査することにより、資格審査の一部として機能している。

### 2.入札ボンド制度を巡る議論

- (1) これまでの検討経緯
  - ・平成5年12月中央建設業審議会建議、平成6年12月履行保証制度研究会報告
  - 一般競争入札の導入等の入札契約制度改革の一環として、検討されたが、入札・契約制度をめぐる状況や履行ボンド制度の実施状況を見ながら、必要に応じ検討されてしかるべき課題であるとされた。

### ・平成14年7月新たな保証制度に関する実務研究会報告

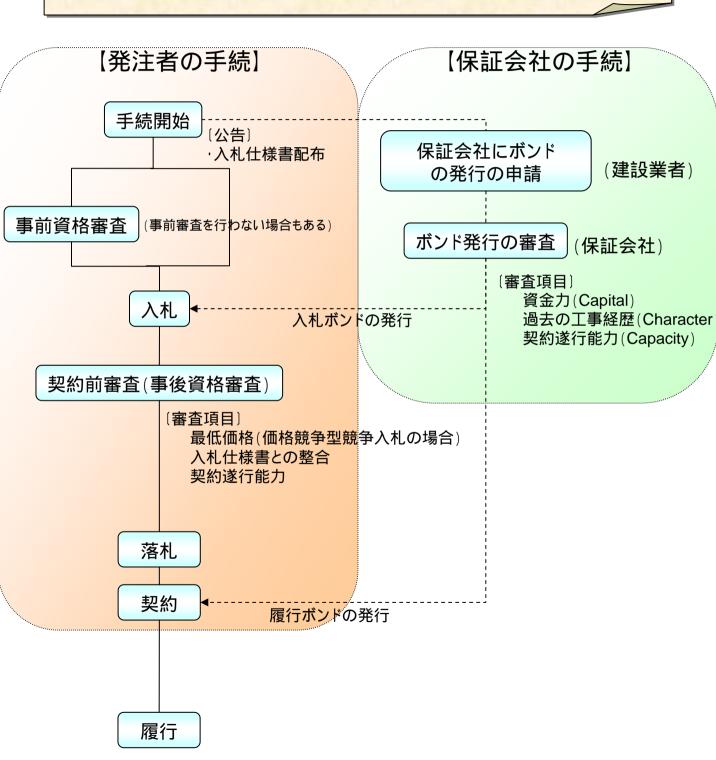
入札ボンドについて、 入札参加時点で保証を求める制度は発注者のリスク回避手法として大きな効果があること、 建設産業全体に供給過剰感が強まる中で、建設産業の淘汰・再編を進める上でも、入札参加時に市場の選別を用いる入札ボンドには大きな意義があること、 これまで行われてきた入札契約制度改革と相俟って、第三者が関与することにより、公共工事に係る様々な不正行為の排除に一定の効果を持つこと、との基本認識を示した上で、基本的な制度設計案を提示し、導入の可能性を探る。しかしながら、現状においては、主に引受機関の問題から困難であり、経済環境の変化に対応して速やかな導入が可能となるよう、引受機関の引受能力の確保方策等実現可能な制度設計上の課題等について引き続き検討すべきとされた。

# ボンド制度導入の国際比較について

	中日	アメリカ	イギリス	スシス	アトツ
入札保証	・入札金額の5%の保証金が必要。 ・ただし、免除規定があり、実績はほとんどない。	·5~20%(連邦は20%、 その他は10%が多い)の 保証が必要。 ·入札ボンドで対応。	・なし	・なし	・なし
履行保証	・契約金額の10%以上 の保証金が必要。 ・銀行保証、履行ボンド、 履行保証保険で代え得 る。 ・再発注費用のカバー が目的。	・契約金額の100%の 保証が必要。履行ボンドで対応。 ・保証料全額支払いより費用が安い場合が多いので、役務的保証が多く行われる。 ・1年程度の瑕疵担保を含む場合が多い	・契約金額の1.5~5%程度が支払留保される場合が多い。 ・契約金額の10%程度の保証が求められる場合もある。 ・履行保証には1年程度の瑕疵担保を含む場合が多い。	・契約金額の5%以内 が支払留保される。 ・銀行等の保証、連帯 保証人で代え得る。 ・実質的には瑕疵担保 が目的。	・契約金額の5%以内 の保証金又は銀行保 証が必要で、後者が ほとんど。 ・提出されない場合は 契約金を支払留保す る。 ・瑕疵担保は別に行わ れる。
支払保証	·おし	・契約金額の100%の 保証が必要。支払ボン ドで対応。 ・公共工事で下請企業 等に留置権を認めず、 従って発注者に支払請 求が可能になることに 対応して義務化。	・あまり使われていな い。 ・特殊な契約などで求 められることあり。 ・標準約款には記載あ り。	・下請への支払保証な し。 ・公共工事は下請企業 へ直接に支払う制度の ため、支払保証は不要。	・なし ・公共工事は工種ごと に専門工事業に分離 発注されるのが基本と なっている。

# 米国における資格審査の流れ

根拠:1935年のミラー法に基づき、連邦発注の10万ドル(場合によっては2万5千ドル)以上の工事に対して、履行ボンドの提出が義務付けられる。さらに、連邦調達規則では、入札保証(ほとんどが入札ボンド)の提出も義務付けられており、実務上、履行ボンドの発行を前提に入札ボンドが発行されている。



# 新たな保証制度に関する実務研究会報告について (平成14年7月19日)

### 基本的考え方

入札参加時点でボンド(履行ボンド予約)を導入することにより、 公共工事の参加者を経営基盤のしっかりした企業に限定すること により、建設業者の淘汰・再編を促進 併せて公共工事の受注者選定における恣意性の排除に寄与

### - 制度設計案

入札参加時点で、民間のボンド引受機関が受注企業の経営状況の評価 を行い、履行ボンドの予約を発注者に提出

ボンド引受機関

建設業者の経営状況を的確に把握し、与信枠設定のできる主体

= 損害保険会社、都市銀行等の民間金融機関等を想定

### 対象工事

当面、一般競争入札対象となるような大規模工事を対象

= 審査・与信業務を行う引受機関の体制や、受注業者が破綻した場合の影響の大きさを勘案

# 制度導入の可能性・

制度導入のかぎ=再保険市場でのキャパシティーの確保

米国経済の低迷やテロの余波を受け、世界的に再保険市場が 収縮

民間金融機関から、直ちに導入することは困難との指摘

## 現状と課題

現状においては、現時点での履行ボンド予約の制度の導入は 主に引受機関の問題から困難

経済環境の変化に対応して速やかな導入が可能となるよう、 残る課題について引き続き検討

# 履行保証制度の概要

発注者に保証金(違約金)を支払う措置(金銭 事を完成させるこ 請負者の責めに帰すべき事由により、 とができなくなった場合に、 履行保証制度は、 的保証措置〕

(履行保証制度には残工事を保証人が選定する代替業者に工事を完成させる措置(役務的保証措置)もあるが、 直轄工事では採用していない。



